

**第 8 回川薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成 1 5 年 1 0 月 2 4 日

川薩地区法定合併協議会

第8回川薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成15年10月24日(金)
開催場所 いこいの村いむた池(祁答院町)
開 会 午後2時10分
閉 会 午後4時50分
出席者

川薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会 長	森 卓 朗		
副会長	黒 瀬 一 郎	今別府 哲 矢	
委 員	岩 切 秀 雄	岩 下 早 人	田 中 憲 夫
	今 村 妙 子	帯 田 博 美	宮 脇 秀 隆
	田 島 春 良	中 島 増 夫	宮 元 泰 子
	福 元 忠 一	山 本 佐 敏	石 塚 政 揮
	上 野 一 誠	田 島 忠 志	吹 田 紘 男
	森 園 正 堂	北 迫 茂	和 田 国 昭
	古 里 貞 義	山 元 温 治	田 原 八 工
	今 村 松 男	村 原 政 和	肥 後 耕 作
	川 畑 禮 二	平 林 徳 子	塩 田 至
	平 嶺 道 夫	鷺 山 和 平	外 園 加 一
	山 下 廣 江	藏 元 欽 一 郎	中 能 重 行
	長 濱 秀 徳	大 良 影 夫	西 仙 可
	石 原 弘 子	町 弘 道	中 川 三 継
	西 手 正 孝	宮 和 勇	日 笠 山 直 宏
	尾 崎 嗣 徳	塩 釜 三 郎	中 野 捷
	橋 野 利 邦	小 村 庄 昌	塩 釜 悦 子

以上51名

顧 問 西中須 浩一

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

委 員	安 田 文 仁	純 浦 勝 志	宮 野 イネ子
-----	---------	---------	---------

以上 3名

専門部会長等	福留久根	平敏孝	岩下晃治
	村尾光政	新武博	岩下満志
	本田憲證	上戸健次	木原研一

川薩地区法定合併協議会事務局

事務局長	田中良二		
事務局次長	川野眞司		
事務局員	森園一春	村岡斎哲	橋口堅
	奥平幸己	上須田敏秋	大毛昭徳
	井手上和洋	平利朗	久米道秋
	堀切良一	田代健一	古川太司
	古川英利	江口洋	山内拓也
	堀之内孝充		

会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 新委員紹介

4. 議 事

(1) 議案審議

- 議案第26号 財産の取扱いについて
- 議案第27号 事務組織及び機構の取扱いについて
- 議案第28号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 議案第29号 介護保険事業の取扱いについて
- 議案第30号 児童福祉事業について
- 議案第31号 町名・字名の取扱いについて
- 議案第32号 自治会・行政連絡機構の取扱いについて
- 議案第33号 窓口業務について
- 議案第34号 保健衛生事業について
- 議案第35号 環境衛生事業(その1)について

(2) 提案事項

- 提案第32号 交通関係事業について
- 提案第33号 商工・観光関係事業について
- 提案第34号 建設関係事業について
- 提案第35号 学校教育事業について
- 提案第36号 コミュニティ施策について
- 提案第37号 社会教育事業について

(3) 報告事項

- 新市名称等検討小委員会の中間報告について
- 事務の進捗状況について
- 9 専門部会の進捗状況について
- 一部事務組合について

(4) その他

- 次回協議会の開催等について
- 合併協定項目 市町村協議スケジュール(全体)
- 合併協定項目(46項目)の協議状況

5. 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

まもなく会議を開会いたしますが、会議に入ります前に資料の確認をお願いいたしたいと思えます。

まずお手元の資料でございますが、資料 1、協議会会次第、資料 2、協議会資料でございます。

それからお願いでございますが、携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードにさせていただくようお願いいたします。

それでは、ただいまから第 8 回川薩地区法定合併協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、当協議会の森会長にごあいさつをお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。

本日、ここに第 8 回目の川薩地区法定合併協議会を開催いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中にも関わりませず、このように多数の委員の皆さん方がご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日、この会場にまいります時に、農村田園地帯を通ってまいったわけでございますが、取り入れのほうも順調に、お天気のいいのに準じまして、刈り入れ、取り入れが進んでいるようでございまして、大変不作と言われておりました稲作につきましても、何とかこの秋の実りを迎えているようでございます。収穫が 100%、作況指数 100 であればいいがなと思ひながら、この会場に駆けつけてきたところでございます。

また、周囲の山々におきましても、今朝少し川内地方におきましても初霜が降りました。これから少しずつではございますが、紅葉が見られるのではなからうかと、かように思っているところでございますし、この蘭牟田池の周辺、湖畔の付近につきましても、これからいよいよ秋の観光シーズンと、こういうことではなからうかと、今、感じているところでございます。

ところで、衆議院の解散がございまして、来る 28 日に公示、来月の 9 日投票ということになりましたけれども、何かとせわしい感じがする今日このごろでございますが、それぞれ各政党、マニフェストを掲げまして、いろいろと色々な政権構想を発表しているところであります。

中でも小泉総理におきましては、三位一体の改革をやっていくんだということで、とりわけ我々市町村にとりましても、一番関心の深い、地方税の税源の移譲、そして補助金、負担金のカット、交付税の削減、こういうものを掲げながら、その他医療費の問題、介護保険の問題、あるいはまたいろいろと道路公団、あるいは郵政の民営化等を掲げて、いろいろとやっていこうという発表をなさっておられるわけでございますけれども、我々市町村にとりましては、税源の移譲をやってこそ初めて地方の自治が守られていくというふう

に考えているところであります。

税源の移譲と権限の移譲によりまして、真の地方の時代が来るのではなからうかと思いますが、なかなか税源の移譲につきまして、私どもの財源の根幹をなします税源の移譲につきまして、はっきり何の税を移譲してやるのかどうか分からないところが、一抹の不安があるところであります。もちろん交付税につきましても、16年度、1兆円は削るとか、補助金につきましては4兆円を削るとか、いろいろ言われておりますけれども、16年度の私どもの市町村の予算編成が間近に迫っている時でございますだけに、早くそこらあたりについても、国としても方針を示して欲しいものだ、かように思っているところでございます。

ところで、また併せまして、規制緩和という言葉をよく最近、使われているわけでございますが、地方におきましても、構造改革特区というものを国が設けまして、また近く11月の中旬からは第4次でございますか、構造改革特区の申請を受け付けるということでございまして、規制緩和と併せまして、縛りに縛った法律によらないで、もう少し地方は地方で自由にいろんなことが、まちづくりのためにできるような政策、そういうことをひとつ希っているところであります。

合併につきまして、非常に難しい時期を迎えているところでございます。毎日のように新聞紙上等で鹿児島県下の状況につきましても、報道されているところであります。当管内におきましても、いろいろとマスコミを賑わしているわけでございますけれども、9つの団体が心を合わせ、力を合わせて、一生懸命取り組んでおりますだけに、私どもといたしましては、やはり県下の中ではトップを切って、それぞれの難しい難問題と真っ正面から取り組みながら、協議を進めているところであります。

重要項目46項目のうち、すでに今日のご提案を申し上げますという、37項目に渡る重要項目を皆様方にご提案し、あるいはまたすでに審査を終えてご決定をいただいたものもあるわけでございます。46項目中、もう間もなくあと少しで全部が1つの議題として審議がなされる段階までこぎつけましたことは、ひとえにこれ各委員の皆様方のご協力の賜物であると思う次第でございます。

総論賛成、各論につきましては、それぞれ意見がございしますが、どうかひとつ皆様方、知恵を出していただきまして、創意工夫して、妥協点を見つけながら、ひとつ最後の素晴らしい新市を目指してゴールしようではございませんか。そういう意味におきまして、これからますます皆様方の活発なご意見、ご協議をお願いをする次第でございます。

本日は、県の地方課から、久しぶりに合併促進のための西中須室長がご臨席でございます。いろいろ県下の状況につきましても、一身に一手に引き受けて、いろいろご相談を受けて、ご指導をなさっておられるわけございまして、本当にそのご苦勞に対しまして、感謝の誠を捧げる次第でございます。

どうかひとつ本日の会議におきましても、大所高所から、いろいろ私どものこの会議の

中でも、意見の違うところもたくさんございますので、ご指導を賜れば、大変幸甚に存ずる次第でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

では、ひとつ本日の会議が実り多き会議になりますように、内容の充実した会議となりますことを、活発なご意見を出していただきますことを期待申し上げまして、開会のごあいさつといたします。よろしくお願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

ここで新委員のご紹介と委嘱状の交付をさせていただきます。

10月10日付けで入来町長にご就任されました福元忠一委員でございます。

それではここで新委員に森会長から委嘱状の交付をお願いいたします。

森卓朗会長

委嘱状、福元忠一殿、入来町長。川薩地区法定合併協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成15年10月10日から川薩地区法定合併協議会解散日までとします。平成15年10月10日。川薩地区法定合併協議会会長、森卓朗。よろしくお願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは福元委員に一言ごあいさつをお願いいたします。

福元忠一委員

それでは一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま委嘱をいただきましたが、ありがとうございました。10月10日から2期目ということで職を預かっているところでございます。はなはだ微力ではございますが、1委員として、引き続き努力をいたしますことをお誓い申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

会議の成立について申し上げます。協議会規約第10条の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日の出席者数は51名で半数を超えておりますので、この会議の成立を宣言いたします。

それから協議会規約第10条の規定によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に議長をよろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ではこれから会の運営上、しばらく座長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進行させていただきます。

早速でございますが、まず傍聴者の皆様へお願いを申し上げます。傍聴の心得をよくお読みになりまして、静かに傍聴していただきたいと存じます。

また、本日のこの協議会の状況につきまして、録音の許可申請がなされております。傍聴者の迫田満男殿、下甌村手打 1861 番地、の録音の行為につきまして、許可をいたします。

ではただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては発言の前に委員名を名乗ってからひとつご発言をいただきますようお願いをいたします。

ではここで議案の審議に入りますが、本日のこの会議の全体的な事務事業の説明にあたりましてのアウトラインを事務局長のほうから説明をいたさせますので、よろしく願いをいたします。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。

議案審議に入ります前に、本日の全体的な議事内容について、ご説明いたします。

資料 2 の 1 ページをお開き下さい。

資料 2 の 1 ページが本日の会次第でございますが、会次第の 4 番目が議事でございます、(1) が議案審議でございますが、本日は 10 件の審議をお願いしております。議案第 26 号から 30 号までの 5 件につきましては、8 月 28 日に提案されたものであります。議案第 31 号から 35 号までの 5 件につきましては、9 月 11 日に提案されたものであります。これらの 10 件につきましては、前回、10 月 7 日の法定協議会におきまして、各市町村の意見を一次集約として報告したところでございます。

(2) の提案事項でございますが、本日、6 件を 10 月 24 日付で提案いたしますけれども、このあと持ち帰っていただきまして、11 月 20 日の幹事会で各市町村の意見を一次集約として報告をお願いいたします。これら 6 件につきましては、12 月 24 日の法定協で審議・了承をお願いしたいと考えております。

それから(3)が報告事項でございますが、本日は 4 件の報告事項を予定しております。

以上が本日の議事内容でございます。よろしくお願いいたします。終わります。

森卓朗会長

ではただいまから議案審議に入ります。

まず議案第 26 号、財産の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

企画財政専門部会でございます。

議案第 26 号、財産の取扱いにつきまして、ご説明させていただきます。資料 2 の 5 ページをお開き下さい。

財産の取扱いにつきましては、ただいま事務局長より説明がありましたとおり、8月28日開催の第4回協議会で第13号議案として提案したところでございます。その後、市町村協議を経て、変更もございませんで、そのまま本日開催の協議会に議案第26号として上程するものでございます。

合併協定項目5号「財産の取扱い」についての調整方針案といたしまして、1市4町4村の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとするとして提案するものでございます。

6ページ以降の資料については、特に変更点はございません。

以上で議案第26号、財産の取扱いに関する説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

森卓朗会長

説明が終わりました。財産の取扱いについて、これから質疑に入ります。委員の皆様方のご意見をお願いします。

(「なし」の声)

特別にご意見もないようでございます。

お諮りします。議案第26号、財産の取扱いについては提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

では引き続きまして議案第27号、事務組織及び機構の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

総務専門部会長でございます。

議案第27号、事務組織及び機構の取扱いについて、合併協定項目12号「事務組織及び機構の取扱い」について、次のとおり提案するものでございます。

事務組織及び機構の取扱いにつきましては、去る8月の28日、第4回法定協に提案第14号として提案したものでございます。さらに9月の25日、この組織機構等の取扱いについては、具体的な新市組織案の資料の追加提案をさせていただいたところでございます。これまでの調整方針案については、特にご意見はございませんが、追加提案いたしました

新市組織及び機構の取扱いについての基本方針は、特に変更はございません。新市組織案の一部の組織案についての一部変更がございますので、44 ページをお開きいただきたいと思ひます。

まずは新市組織案でございますが、まず市長部局の本庁関係でございます。総務部の財務課で、当初、財務1係と財務2係があったわけでございますが、これを統合いたしまして、1つの財務係といたしたところでございます。さらに管財財務係を分割し、管財係と契約係を置くことといたしたところでございます。これは特に新市におきまして契約行為等の事務の増大が考えられることから、2つの係を置くことといたしたわけでございます。

それから建設部の建設課を建設調整課に名称変更いたしております。区画整理課を都市計画課に名称変更、それから建設計画課の建設企画係を建設調整係にそれぞれ名称変更いたしております。さらに都市計画係を都市計画課へ配置変更いたしております。建設整備課の公園河川係を河川港湾公園係に名称変更する中、建設維持課の道路公園維持係を道路維持係に名称変更いたしております。また、河川港湾維持係を河川港湾公園係に名称変更をいたしておりますが、現段階における名称につきましては、係については名称が長いようなことも考えられます。そこで、今後におきましては事務所掌の検討時におきまして調整をさせていただきたいと考えているところでございます。

さらに教育委員会部局の関係でございますが、生涯学習課の管理係を社会教育係に名称変更いたしております。それから歴史資料館・文学館の歴史資料係を学芸係に名称変更いたしております。

さらに支所における市庁部局の関係でございますが、特に課、係については変更はございませんが、教育委員会部局のところの一部変更がございます。8支所の生涯学習課、それから4町につきましては生涯学習課でございますが、4村につきましては教育課の生涯学習係を置くことといたしておりましたが、これを8支所とも社会教育係に名称を変更するものでございます。

さらに樋脇支所で、生涯学習課の文化財係を削除いたしております。これにつきましては、それぞれ各市町村から文化財係を設置していただきたいということの申し出があったわけでございますが、特に文化財の発掘等の関係につきましては、本庁で事務所掌するということで、各支所における文化財係については削除したものでございます。

それからさらには入来支所においては、文化財係を入来麓地区伝建係に名称変更いたしております。

さらに教育長会等で島嶼部、甑島における、特に教育長に代わるものを置いていただきたいという強い要請がなされていたところでございますが、事務組織調整会議等での検討を踏まえ、2村で1名の職員を配置することとし、上甑支所、下甑支所にそれぞれ学校教育課を配置することといたしております。

これ以外にも各市町さんからの組織機構についてのご意見があったわけでございますが、

このことについては、助役会、事務組織調整会を開催する中、調整してきたものでございます。

この組織については、本日をもって一応の区切りとさせていただきますが、41ページをお開きいただきたいと思います。

今後においても、職員の定数や事務分掌等の調整が必要となってくるわけでございます。最終的には新市の部課設置条例等の整備により完了することになるものでございます。そういうことで、あくまでも現段階においても案として取扱いをさせていただきたいと思っているところでございます。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

事務組織及び機構の取扱いについて、ただいま説明を事務局のほうからいたしました。これから質疑に入ります。何かご意見ございませんでしょうか。

岩下早人委員

川内市の岩下と申しますが、組織機構の中で、教育部のところの生涯学習課についてであります。

先ほど担当専門部長のお話のように、社会教育係というのができたということは、それで理解いたしますけれども、生涯学習課というふうにあえてしなけりなかつた理由、それも教育担当の方はもう少し説明をしていただきたいと思いますというふうに思うんです。

他のところは社会教育課が出てきたり、生涯学習が出てきたりしているわけであつて、前回、これは質問をいたしておりますが、社会教育法に基づく社会教育というのは違うんだということを申し上げてきたんですけれども、それを生涯学習課で全部取り込んでしまふというようなことで説明をいただきましたけれども、どうも馴染まないのではないかなというふうに思うんです。

本来であれば、私どもの手前味噌ですけれども、川内市の場合は市長を中心とした生涯学習本部ができておりますし、そういったものを生涯学習というように称するのなら分かるんですけれども、この教育委員会のところに生涯学習課というようになると、全体的な動きというのはどうなるんだろうかというふうに心配をいたす面もあります。

ただ、今、質問しているのは、生涯学習課というのは社会教育課でなぜいけなかつたのか。もう少し説明をいただきたいと思います。

福留久根総務部会長

ただいまのご質疑でございますが、特に教育委員会における生涯学習課の考え方ござい

ます。基本的には社会教育については社会教育に基づく1つの教育体制を確立すべきでございます。この生涯学習につきましては、子供から大人までの一環の中での全体的なフローからいきますと、生涯学習の一環に値するという1つの考え方がございます。

そこで、ご指摘になりました生涯学習本部等の取扱いについてはどうするのかということでございますが、これにつきましては、県においても、それぞれの町村においても、現在におきましては、会長さんはそれぞれの首長とする中で、事務局としては各教育委員会が所掌しているということでございますので、支障はないものとして、このような形を取らせていただいたところでございます。以上です。

岩下早人委員

2回目の質問をしたいと思います。

今の説明は納得するものですが、教育委員会としての考え方というのがあったら、教えていただきたいと思います。

本田教育部会長

教育部会の本田です。

本件につきましては、当初、教育長会議の中でも問題になりまして、議論もいろいろと重ねてきたところでございますけれども、県下14市の状況を見る時に、半分の7市が生涯学習課という名称を用いているということで、最終的には了承されたのかなと思っております。

森卓朗会長

よろしゅうございますか。9つの団体中、7団体が生涯学習課というような、そういうことも参考にして決めたということであります。

他に何かございませんか。

(「なし」の声)

なしという声も聞こえますが、質問は尽きたと存じます。

お諮りします。議案第27号、事務組織及び機構の取扱いにつきましては、これは最終的にはずっと案ということで合併の直前まで、いろいろと定数の問題等がございますので、若干のまた動きがあるということも前提にしていきたいという事務局の説明でございますが、とりあえず今日提案されました事項の関係につきまして、承認することよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。一応、議案第27号、事務組織及び機構の取扱いにつきましては承認をされました。ありがとうございました。

では続きまして議案第 28 号、国民健康保険事業の取扱いについてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

福留久根総務部会長

総務専門部会長でございます。

議案第 28 号、国民健康保険事業の取扱いについて、合併協定項目 19 号「国民健康保険事業の取扱い」について、次のとおり提案するものでございます。

また、国民健康保険事業の取扱いについては、去る 8 月 28 日、第 4 回法定協に提案第 15 号として提案したものでございます。

総務専門部会では、保険税の取扱いについて提案するものでございますが、提案以降、調整方針案の 1 の (1) 税率について、下甑村、鹿島村の 2 村から不均一課税としていただきたいとの強い要請に基づき、幹事会及び市町村長調整会議の協議を踏まえ、去る 9 月 25 日に具体的調整方針案を追加提案させていただいたところでございます。

58 ページをお開きいただきたいと思います。具体的な調整方針案といたしましては、2 通りの税率による不均一課税とし、平成 17 年度から 3 年間適用するということとしたところでございます。

それ以降、下甑村のほうから、不均一課税の期間を、現行の調整方針案 3 年間を、合併特例法の最大期間である 5 年間を適用していただきたいということの意見も出されたところでございます。幹事会で検討した結果、具体的調整方針案のとおりとすることで意見集約を見たところでございます。

他の項目については、意見はございませんでした。

保険給付関係につきましては、住民健康福祉部会の会長のほうから説明をさせていただきます。

岩下晃冶住民健康福祉部会長

住民健康福祉部会でございますが、住民健康福祉部会の保険給付関係等につきましては、調整方針案等については変更はございません。

なお、財政調整基金等についての意見が出たことがございますが、これについては、今現在、国保介護課におきまして、それぞれ国保税率の試算と国民健康保険事業が基本的に健全で円滑な運営を確保する財政調整基金の額を試算するために、今、それぞれ 1 市 4 町 4 村でそれぞれの新市の国保特別会計の予算見込み試算表を、今、作成中でございます。

そういうことで、作成したあと、企画財政部会及び総務部会とも協議の上、いろいろ調整していきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

森卓朗会長

国民健康保険事業の取扱いについて、ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

特別に質問もないようであります。

お諮りします。議案第 28 号、国民健康保険事業の取扱いにつきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

では引き続きまして議案第 29 号、介護保険事業の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部会長

61 ページをお開き下さい。

議案第 29 号、合併協定項目 20 号「介護保険事業の取扱い」については、幹事会等の協議を経まして、8 月 28 日開催の第 4 回法定協議会に議案第 16 号で調整方針案等について提案をしたところでございます。

その後、各市町村で持ち帰り協議をいただくと共に、幹事会の一次、二次協議を実施してまいりましたが、特別ご意見等もなく、調整方針案については変更がありません。なおまた、あとの資料についても特別変更がございませんので、以上で説明を終わらせていただきます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま介護保険事業の取扱いについて、説明を申し上げました。これから質疑に入ります。ご意見を出していただきたいと存じます。

(「なし」の声)

特別にないということでございます。

お諮りします。議案第 29 号、介護保険事業の取扱いにつきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

では引き続きまして議案第 30 号、児童福祉事業の取扱いについてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部会長

66 ページをお開き下さい。

議案第 30 号、合併協定項目 23 - 12 号「児童福祉事業」についても、幹事会等の協議を経まして、8 月 28 日開催の第 4 回法定協議会に議案第 27 号で調整方針案等を提案いたしましたところでございます。

その後、各市町村での持ち帰り協議並びに幹事会の一次、二次協議等を実施してまいりましたが、調整方針案等につきましては変更はありません。

なお、幹事会等で祁答院町さんのほうから、出生祝金を第 4 子以降に支給しているが、調整方針案が廃止の方向で調整するとなっているが、第 4 子以降の対象者が新市では多いのか、また、少子高齢化対策に逆行するのではないかという意見が出されたところがございます。

現在、出生祝金を支給している町村は、第 3 子以降が入来町と鹿島村、また、第 4 子以降が祁答院町で実施されております。約、1 子につきまして 10 万円ずつでございます。1 市 4 町 4 村で平成 13 年度の第 3 子以降が 212 名、第 4 子以降が 42 名の出生がっております。このへんを考えまして、財政等を勘案しまして、新市では廃止の方向でご理解を願ったところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

森卓朗会長

ただいま児童福祉事業の取扱いについて説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

塩釜悦子委員

鹿島村の塩釜です。

児童福祉事業のことで、女性として、あるいは母としての立場からお聞きします。

市町村合併をする大きな目的は、サービスはより高く、負担はより低くするものであるはずで、それは少子高齢化問題も例外ではありません。子供を出生するという事は、長い目で見ると、どんな施策よりも大事に考えなければならないはずで、

この出生祝金を廃止の方向で進める大きな理由が財政的負担であるとするならば、祝金の廃止ではなく、祝金の減額という方法もあるのではないかと考えます。それでもどうしても廃止の方向でいかざるを得ないとすれば、それに代わるような施策を考えているのでしょうか。よろしくお願います。

森卓朗会長

今、塩釜委員のほうから、制度の廃止についてはちょっと意見があられるようであります。廃止するんだったら、何か他の代替りのシステム、制度が考えられるかというご質問であります。

岩下晃冶住民健康福祉部会長

ただいまの意見はごもっともだろうと思っておりますが、いろいろ分科会あるいは専門部会等でも協議をした結果でございますが、実は今説明を申し上げましたとおり、第4子以降につきましては42名ということで、非常に数も少数でございます。

そういうのを含めまして、何か代替りのものがないだろうかという形で、今、専門部会等でも検討をしております。そして、この前の甑島の幹事会でも、少し提案をさせてもらっている案件もございます。このへんについても、少子対策の案件を、今、提案をしているところでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。以上です。

森卓朗会長

ちょっと具体的でないんですけども、何か塩釜委員、もう少し、何か聞いておられて、もうちょっと納得し難いような、ないですか。どうぞ遠慮なく、そのための会議ですから、どうぞ。

塩釜悦子委員

何か代わるものは考えてないんでしょうか。是非、そののところが具体的にお話して下さればありがたいんですけど。

森卓朗会長

何か代わったものがあるかという、代替のものがあるかと考えているかということです。

岩下晃冶住民健康福祉部会長

今、専門部会並びにこの前の甑の幹事会におきまして、実は新生児のおしめの紙おむつの支給ということ、今、提案をさせてもらっているところでございます。1年までの方に約1,500円の金券を配布しまして、それで紙おむつを買っていただくという制度について、今、幹事会のほうに提案をしているというのが、月1,500円です、そういうので、今、少子化対策としてはそういう制度を、今、幹事会のほうに提案をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

森卓朗会長

月 1,500 円 1 人で、そしてだいたい対象人員の人数はいくらなの。

岩下晃治住民健康福祉部会長

約 1,000 名ぐらいと考えております。

森卓朗会長

1,000 名ぐらい、すると 1 人 18,000 円やらないといけない、その 1,000 名。

今、そういうことも提案をしているようでございますが、塩釜委員、何かございませんか。

塩釜悦子委員

ありがとうございます。できればもっとたくさん支給して欲しいです。よろしくお願ひします。

森卓朗会長

月 1,500 円が適当であるかどうかは、新しい合併の財政計画等を見ながら、塩釜委員がおっしゃるとおり、何と云ってももう少子化の時代、少しでも 21 世紀を担って立つ子供さん方、これを大事に大事に育てていかなければいけないと。こういうことでございますので、趣旨はよく事務局のほうも、また、私ども行政を預かる首長のほうでも、これは真摯に受けとめて、何かいい施策を考えていかなければいけないと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

他にございませんか。

(「なし」の)

特別にもう質問もないようでございます。

お諮りします。議案第 30 号、児童福祉事業の取扱いについて、ただいま出ましたご意見等も参考にしながら、今後取り組んでいくということで、提案いたしました取扱いについては承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

では引き続きまして議案第 31 号、町名・字名の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

企画財政専門部会でございます。

議案第31号、町名・字名の取扱いにつきまして、ご説明いたします。

この取扱いにつきましては、9月11日開催の第5回協議会で第18号議案として提案いたしました。その後、市町村協議を経て、変更はなく、そのまま本日、協議会に議案第31号として上程するものでございます。

調整方針案につきましては変更はございませんが、1、川内市については、現行のとおりとする、2、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町については、従前の町名を従前の大字に冠したものをもち、大字とする、3、里村、上甑村、下甑村、鹿島村については、従前の村名を町名とし、これを従前の大字に冠したものをもち、大字とする、という調整方針案として提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ただいま町名・字名の取扱いについての説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

田島春良委員

樋脇町の田島でございます。

ただいま議題となっております町名・字名について、樋脇町議会として発言させていただきます。

ご承知のとおり、このことにつきましては、先日の新聞等でも、約1,900名余りの多くの地域の住民の方々の署名と共に、議会と執行部宛に、町名・字名につきましては、合併に際しましては地域の声を十分に尊重して欲しいと、調整方針案としては、市樋脇町市比野、これを大字とするということになっておりますけれども、これを新市の名前の下に直接市市比野町とさせて欲しいと、このような地域からの要望書が提出されております。このことは皆さんもご理解のことと思います。

議会としましても、町民の方々の切実な要望も理解しながら、本日の法定協議会での審議日程と、そして1市4町4村の構成団体の話し合い過程も合わせまして、先日、数時間にかけて議論をいたしております。議論の過程といたしましては、樋脇町全体のこととして、今までの樋脇の歴史、地域の振興、住民の声など、いろいろな議論がございました。

結論から申し上げますと、議員それぞれが非常に厳しい状況の中で、議会の方向としては、今、提案されております調整方針案でいくべきであるという選択となったわけでございます。

この選択をするまでの議論といたしましては、このような過程を経てこの臨んでいるわけでございます。合併の調整事項としては、樋脇町といたしましては、構成団体との意

見集約も大事にすべきで、また、住民の声も同様でございます。このような状況の中で厳しい選択をしたわけでございます。

結論は方針案を認めるということになりましたけれども、この問題につきましては、合併議論での住民の声として大事にすべきであると考えております。この要望が、今後、全町的な声としてなってきた時、この要望書について、可能であるとすれば、別な方法も時間をかけてでも検討していただきたいと。

さらに地方自治法など、他に課題調整のための方策が考えられるとすれば、このことも協議会として真剣に検討していただけたらという、これもお願いすると共に、この課題についての意見集約として、長くなりましたけれども、発言させていただいたわけでございます。十分な検討をお願いしたいと思っております。以上でございます。

森卓朗会長

今、田島委員のほうから、町名について、ご意見、ご要望を述べられたところであります。樋脇町の議会としては、調整案方針どおりということで決定はしたけれども、今後まだまだ全町的に 市樋脇町市比野ではなく、 市市比野町という要望が全町的に出てきた場合の対応を考えて欲しいと、このようなご意見であったかと思っております。

これらにつきましては、今日のご意見でありますので、また、幹事会なり事務局のほうでも、そういう声を一応申し出があったということだけは受けとめておきたいと思っております。

他にございませんか。

(「なし」の声)

他にご意見がないようでございます。

お諮りします。議案第 31 号、町名・字名の取扱いにつきましては、ただいま田島委員のほうから要望も出ましたが、それらのことは、また今後のそういう全町的なものが出てきた時の段階で、また、いろいろとご検討、皆様方にさせていただくこともあり得るかと思っておりますが、いろいろと事務局のほうでも心の中に留めておきたいということで、処理をさせていただきますが、とりあえず現時点での調整案の方針でいいかどうか、お諮りします。方針どおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。議案第 31 号、町名・字名の取扱いについては承認をされました。ありがとうございました。

では引き続きまして議案第 32 号、自治会・行政連絡機構の取扱いについてを議題いたします。事務局の説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

同じく企画財政専門部会でございます。

80 ページ、議案第 32 号、自治会・行政連絡機構の取扱いにつきまして、ご説明いたします。

自治会・行政連絡機構の取扱いにつきましては、9月11日開催の第5回協議会で第19号提案として提案いたしましたが、その後、市町村協議を経て、調整方針案については変更はありませんで、そのまま本日、協議会に議案第32号として上程するものであります。

調整方針案につきましては、自治会・行政連絡機構組織については、名称を自治会に統一し現行のまま新市に引き継ぎ、新市まちづくり計画に基づく地区コミュニティ協議会制度を導入するという提案でございます。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ただいま自治会・行政連絡機構の取扱いについて説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

特別にご質問もないようでございます。

お諮りします。議案第32号、自治会・行政連絡機構の取扱いにつきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認されました。ありがとうございました。

では続きまして議案第33号、窓口業務についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部会長

85 ページをお開き下さい。

議案第33号、合併協定項目23-7号「窓口業務」については、幹事会等の協議を経まして、9月11日開催の第5回法定協議会に議案第20号で調整方針案等につきまして提案をいたしましたところでございます。

その後、各市町村での持ち帰り協議並びに幹事会の一次、二次協議を実施してまいりましたが、調整方針案等につきましては変更はありません。

なお、幹事会等で、直接住民健康福祉部会関係ではございませんが、農業委員会の窓口業務についても支障がないよう、各支所の組織・機構を充実して欲しいという要望が、祁答院町さんから出されております。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

窓口業務についての説明が終わりました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

特別にご質問、ご意見もないようでございます。

お諮りします。議案第 33 号、窓口業務につきまして、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

では続きまして議案第 34 号、保健衛生事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部会長

同じく住民健康福祉部会でございます。96 ページをお開き下さい。

議案第 34 号、合併協定項目 23 - 8 号「保健衛生事業」についても、幹事会等の協議を経まして、9 月 11 日開催の第 5 回法定協議会に議案第 21 号で調整方針案等を提案し、その後、各市町村での持ち帰り協議並びに幹事会の一次、二次協議を実施してまいりましたが、調整方針案等につきましては変更がありません。

なお、協議会、幹事会等で甑 4 村の診療所の調整方針案については、「新市移行後も当分の間現行のとおりとし、運営方法等について随時調整する」とあるが、当分の間が 3 年であれば統廃合するかのように取りられるおそれがあるので、「現行のまま新市に引き継ぐこととする。ただし地域によっては診療科目の調整を行うものとする」に変更して欲しいという意見が鹿島村さんから出されたところでございます。

島嶼部につきましては、医療、介護施設等が未整備であるので、今後、充実を図っていく考えであること、また、新市まちづくり計画案についても、このことを登載していること等を説明し、ご理解を願ったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

森卓朗会長

保健衛生事業について説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

なしという声も聞こえますが、お諮りします。議案第 34 号、保健衛生事業について、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。

では最後に議案第 35 号、環境衛生事業(その 1)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

岩下晃治住民健康福祉部会長

同じく住民健康福祉部会でございます。130 ページをお開き下さい。

議案第 35 号、合併協定項目 23 - 9 号「環境衛生事業(その 1)」についても、前の議案と同様、幹事会等の協議を経まして、9 月 11 日開催の第 5 回法定協議会に議案第 22 号で調整方針案等について提案をし、各市町村で持ち帰り協議並びに幹事会の一次、二次協議を実施してまいったところでございますが、川内市等の意見によりまして、調整方針案の 2 でございますが、当初提案では「衛生自治連絡協議会」としておりましたが、これを「衛生自治団体連合会」に変更をいたしました。

また、3 の「環境審議会は、合併時に新たに組織する。」としておりましたが、これを「環境審議会は、合併時に新たに制度等を制定する。」と変更をいたしたところでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、この調整方針案の変更に伴いまして、133 ページの事務事業一元化調整総括表も整理をしてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ただいま環境衛生事業(その 1)についての説明が終わりました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

意見もないということでございます。

お諮りします。議案第 35 号、環境衛生事業(その 1)については、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認されました。

以上で、本日、協議をしていただく中で、1 つのまとめをしていただく事項につきましては終わったところであります。

岩下晃治住民健康福祉部会長

133 ページの「衛生自治連絡協議会に関すること」という形で、前の文面になっておりますので、ここを「衛生自治団体連合会に関すること」ということで、上から 2 段目の項目のところを訂正方をお願いしたいと思います。ここが変更になっておりませんので、よろしくお願いを申し上げます。

森卓朗会長

すいません。133 ページの表の中の平仄、上から 5 番目のところでございますが、一番

左側のほうです。「衛生自治連絡協議会」という名称をまだ用いているということでございます。これについて修正をお願いします。「衛生自治団体連合会」に直していただくということでございます。「衛生自治団体連合会」でございますので、訂正方をお願いします。

もう他にここの項はないだろうな。

では一応、議案第 35 号につきましては、修正してご承認をいただきました。ありがとうございました。

これからいよいよまた 6 件の提案事項がございますので、順次、事務局から説明をいただきます。

まず提案第 32 号、交通関係事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上戸建次産業経済部会長

産業経済部会です。135 ページをお開きいただきたいと思います。

提案第 32 号、交通関係事業についてです。合併協定項目 23 - 6 号「交通関係事業」について、次のとおり提案するものであります。

調整方針案といたしまして、1 番目では、1 市 4 町で実施している巡回バス・乗合タクシー運行事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

2 番目では、川内市で実施している均一運賃バス運行事業については、新市に移行後、新たな制度等を検討する。

3 番目では、甑島で実施している自動車運送事業については、新市に引き継ぐものとし、運営方法等については、鹿島村送迎事業を含め、下甑村自動車運送事業及び上甑島バス企業団との協議を行い、合併時に、新たな制度等を制定するものであります。

136 ページです。

1 番目で、協議項目の要旨・留意点ですけれども、1 番目で交通関係事業について検討するものであります。

2 番目では、提案の理由といたしまして、巡回バス等の交通関係対策については、地域全体の均衡考慮し、新市全体の住民の利便性の向上が図れるよう、新たな交通体系を総合的かつ計画的に推進するものとして提案するものであります。

3 番目では、先進事例を 4 例ほど記載してありますので、お目通し方をお願いします。

137 ページの 4 番目の今後の協議スケジュールですけれども、一応、本日提案いたしまして、各市町村からの回答を 11 月 13 日までといたしまして、12 月 24 日の協議会の確認のスケジュールとなっております。

それから 138 ページから 145 ページにかけまして、各市町村の事業名、目的等、事務事業一元化調整総括表を記載してありますので、こちらのほうにつきましては、お目通し方をよろしくお願いします。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第 32 号、交通関係事業につきまして、提案の説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

一応、今日はお持ち帰りでございますので、また、お目通しをいただきまして、それぞれ職員を通じて、あるいはまた幹事会等を通じて、ご意見等も出していただければ、大変ありがたいと存じます。また、次回の協議会もでございますので、よろしくご検討方をお願い申し上げまして、次の項にまいりたいと存じます。

提案第 33 号、商工・観光関係事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上戸建次産業経済部会長

同じく産業経済部会です。146 ページをお開き下さい。

提案第 33 号、商工・観光関係事業についてです。合併協定項目 23 - 16 号「商工・観光関係事業」について、次のとおり提案するものであります。

調整方針案です。

1 番目では、商工業振興事業については、新市に移行後も継続して実施する。各商工団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。

2 番目では、ふるさと大使に関することについては、現行のまま新市に引き継ぐこととし、新市において調整する。

3 番目では、企業誘致助成措置に関することについては、合併時に新たに制度等を制定する。

4 番目では、観光イベント事業については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

5 番目では、観光施設の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

6 番目では、観光船の管理運営については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

7 番目では、観光協会の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。

8 番目では、川内ウォーターQueen・キングについては、新市に移行後、速やかに調整する。

147 ページです。

9 番目では、観光関係団体の組織及び運営については、新市に移行後、効果的な活動ができるよう組織体制の確立を推進する。

10 番目では、宿泊施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、宿泊施設の総合検討委員会、運営協議会の設置については、合併時に新たに制度等を制定するという調整方針であります。

148 ページにつきましては、協議項目の要旨・留意点ということで、商工業・企業誘致港振興・観光イベント・宿泊施設関係の事業について検討するものであります。

提案の理由といたしましては、各種事務事業については、各地域の実情を尊重しながら、新市全体の均衡が保てるよう、一体性の確保、負担の公平性等の観点から調整を行い提案するものであります。

3 番目では、先進事例を 4 例ほど記載してあります。

149 ページの今後のスケジュールにつきましては、先ほどの交通関係事業と同じスケジュールとなっております。

それから 150 ページから 159 ページにかけましては、各市町村の事業名、目的等、事務事業一元化調整総括表を記載してありますので、こちらのほうはお目通し方をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま商工・観光関係事業について説明を申し上げました。これから質疑に入ります。ご意見等、出していただきたいと思ひます。

ございませんか。

(「なし」の声)

お持ち帰り提案の事項でございますので、また、十分後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

では引き続きまして提案第 34 号、建設関係事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

新武博建設部会長

建設部会です。160 ページをお開き下さい。

議案第 34 号、建設関係事業について。合併協定項目 23 - 17 号「建設関係事業」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案

1 市町村道については、現行のまま新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併

時に、川内市の例により調整する。

2 公営住宅については、現行のまま新市に引き継ぎ、今後の建設計画については、新市に移行後、速やかに調整する。

3 都市計画区域や地域地区、都市施設等の都市計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、都市計画審議会については、新市において新たに設置する。

4 都市計画マスタープランについては、県が定める都市計画区域マスタープランは、現行のまま新市に引き継ぎ、市町村マスタープランは、新市に移行後、速やかに調整する。

5 土地区画整理事業の今後の調査・計画等については、新市に移行後、速やかに調整するものであります。

次に 161 ページをお開き下さい。

1、協定項目の要旨・留意点。建設・住宅・都市計画等に関する事業・制度について検討するものであります。

2、提案の理由。道路や住宅、都市計画等の建設関係事業について、事務事業一元化調整方針の協議の原則に沿った内容で提案するものであります。

3、協定の先進事例。161 ページから 162 ページに 4 例記載してございますので、お目通しをお願いいたします。

次に 163 ページでございます。

参考法令等、条文等の抜粋でございます。163 ページから 164 ページに記載してございますので、お目通しをお願いいたします。

164 ページの 5、今後の協議スケジュールでございます。11 月 13 日、各市町村協議の回答を経まして、11 月 20 日、幹事会の一次協議、二次協議を経て、12 月 24 日、協議会確認を予定しているものでございます。

次に 165 ページをお開き下さい。

165 ページから 170 ページまでに事務事業一元化調整総括表に、1 市 4 町 4 村の現況及び調整方針を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま建設関係事業について提案説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

特別にご質問もないようでございます。持ち帰り提案事項でございますので、よろしくまた持ち帰って、ご検討方をお願いいたします。

では次に提案第 35 号、学校教育事業についてを議題といたします。事務局の説明をお

願います。

本田憲證教育部会長

教育部会です。171 ページをお開き下さい。

合併協定項目 23 - 19 号でございます。

調整方針案でございますが、1 番目に、関係市町村内にある小学校、中学校及び幼稚園の設置及び廃止については、現行のまま新市に引き継ぐとしております。

2 番目に、通学区域については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

3 番目に、遠距離通学費助成、通学バス運行業務及び特認校制度については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

4 番目に、学校給食についてですが、1 点目に、学校給食施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 点目に、給食会計については、合併時に私会計に統一する。

3 点目に、給食費、食材の購入方法及び給食の配送については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

5 番目に、幼稚園についてですが、1 点目に入園料です。川内市は当分の間現行のとおりとし、その他の町村は東郷町の例により合併時に調整する。その後、随時調整する。

2 点目に幼稚園使用料です。新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

3 点目に就園援助ですが、合併時に川内市の例により調整する。

4 点目に保育です。定員、学級数、受け入れ年齢、保育時間及び預かり保育の実施は、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

6 番目に、要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、平成 17 年度当初を目途に調整する。

7 番目に、奨学金支給事業については、平成 17 年度当初を目途に新たに制度等を制定する。なお、現在支給を受けている生徒・学生及び平成 16 年度中に支給対象者となるものについては現行のとおりとするとしております。

172 ページをお開き下さい。

資料のほうでございますが、1 番目に協定項目の要旨・留意点、また、2 番目には提案の理由を掲げております。お目通しをお願いします。

3 番目に先進事例としまして、4 例ほどお示しをしております。

173 ページのほうですが、4 番目に参考法令をお示しをしております。

174 ページ、5 番目に今後のスケジュールにつきましては、先ほどの提案と同一でございますので、省略をさせていただきます。

175 ページから 186 ページまでは、総括表としまして、各市町村の状況をお示しをして

おりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で提案の説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

学校教育事業について、ただいま提案説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質問、出していただきたいと存じます。

(「なし」の声)

ないようでございます。また、お持ち帰りいただきまして、ご検討方をお願いいたします。

続きまして提案第 36 号、コミュニティ施策についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

企画財政専門部会でございます。187 ページでございます。

合併協定項目 23 - 20 号「コミュニティ施策の取扱い」について、次のとおり提案するものでございます。

調整方針案といたしまして、

- 1 地区コミュニティ協議会の設立及び活動にあたっては、積極的に支援を行う。
- 2 市民への文書配布等については業務委託とし、新市に移行後速やかに調整する。
- 3 行政嘱託員・連絡員については、新市に移行後速やかに調整する。
- 4 地区・校区公民館及び集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。
- 5 基礎自治集会所の維持管理については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、地元の基礎自治会等へ管理を委託する方向で随時調整する。
- 6 NPO 及びボランティア活動に関することについては、基本的な活動方針を含め新市移行後、速やかに調整する。

として提案するものでございます。

188 ページでは、1 で協定項目の要旨・留意点、2 で提案理由、3 で先進事例を 4 例ほど示してございます。

189 ページから事務事業一元化調整総括表として、文書配布、行政嘱託員、連絡員、あるいは地区公民館、集会所の維持管理、基礎自治集会所の維持管理、NPO 及びボランティア活動に関することにつきまして、各市町村の現状を記載してございます。お目通しをいただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいまコミュニティ施策について、提案説明を行いました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

肥後耕作委員

祁答院の肥後です。

基本的な1つのこの合併協定項目の中で進められる項目でありますので、無理な部分もあるかと思いますが、地区コミュニティのこの調整案の中で、それぞれの行政側の補助とか、いろんなもの等も出ております。

都市部の非常に、65地区コミュニティの、非常に人口の多い所、あるいは過疎が進んだ中での1つの助成の仕方、ここらあたりについて、新市に移行後、速やかに調整すると、合併後1年以内程度というふう等にもなっておりますが、住民の皆さん方が非常に今後、地区コミュニティ等についての、行政側の補助なり、こういうもの等についてはどうなるのかなと、非常に関心を持っておられます。

こういうこと等について、住民説明会とか、ここらあたりでは報告はできないのかなというふうに考えているんですが、そこらあたりについてのちょっと見解をお聞きをいたしたいと思います。

平敏孝企画財政部会長

今のご意見、ごもっともでございます。幹事会、専門部会等でもそのへん、年明けて1月からの住民説明会には十分ご説明できるように、現在、調整会議を含めまして、地区コミュニティ協議会のあり方等につきまして、協議を進めているところでございます。

それと協議会に対する行政的な支援措置をどうするかという問題も、現在、職員の配置も含めまして、組織機構とも連携を取りながら検討しておりまして、来年1月からの住民説明会には十分説明できるようにしていきたいと考えております。よろしくをお願いします。

森卓朗会長

肥後委員、よろしゅうございますか。

肥後耕作委員

それぞれの議会で、議会の皆さん方の中も、もうちょっとこういうもの等については、非常に住民の皆さん方が関心を持っておられるという中で、やはり議会あたりにも早くそういうもの等を出して、地域の皆さん方にも周知できると、合併とはこういうふうにして、サービスは高く、負担は低くという状況の中で、基本的にはどうなるのかということです

ので、できるだけ早くそういうものをお示ししていただきたいと思います。

森卓朗会長

要望ですね。田中事務局長もちゃんとメモして置いて下さい。

次は、ちょっと塩釜委員が先に手を挙げておられましたので、塩釜委員、お願いします。

塩釜悦子委員

鹿島村の塩釜です。

地区コミュニティ協議会に対するご意見と、これに関連した要望を、鹿島村女性会を代表して述べさせていただきたいと思います。

地域の声を市政へ反映させると共に、地域づくりを地域の自治会や各種団体の総意で進めるといふ地区コミュニティ協議会制度については、私ども鹿島村地域女性会連絡協議会といたしましても、大きな期待を寄せています。

調整方針案にありますように、地区コミュニティ協議会の設置及び活動については、積極的に支援を行うということに心強く感じています。

そこで、地区コミュニティ協議会に関連して、1点ほど要望いたします。

この協議会は、地域の自治会や関連機関団体で組織されることになっており、中でも地域づくりの円滑な活動運営を進める上で、今以上に女性関係団体がはたす役割が大きくなるだろうと認識しています。しかし、聞くところによりますと、いくつかの町の女性関係団体連絡協議会が活動を停止しているということで、新市の女性団体活動に一抹の不安を感じております。

そこで、それぞれの地域女性会が連携を深め、新しい地域づくりのために活動するという視点に立つと、どうしても新市の女性関係団体連絡協議会の早い時期の統合・組織化が望まれます。どうか行政としても、統合・組織化に対する特段のご支援とご指導を賜りますよう要望いたします。

以上、よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

要望であります。何か事務局のほうでコメントありますか。

田中良二事務局長

新市まちづくり計画の取りまとめの立場から、お答えと言いますか、意見を申し述べます。

今ほどございましたように、まちづくり広聴会の中でも、これまでの自治組織、校区、

地区活動を重要視する意見がございまして、新まちづくり計画の中でも、地域力、コミュニティというのを最重要視しております。これはまちづくりフォーラムの意見、広聴会の意見をそのまま反映しているところでございます。

そして、ただいま発言のございました地区コミュニティ協議会制度の導入につきまして、本日、第 32 号議案で導入が承認されましたので、大きくその方向に向かっていきたいと考えております。

それから、まちづくり計画書の中でも、男女共同参画という立場から、そのような塩釜委員の趣旨は謳っておりますので、新まち計画の趣旨に沿いまして、ただいまの発言の方向で取り組んでいきたいと思っております。

それから、女性団体を含めます公共的団体の取扱いにつきましては、法的には合併の努力規定で、自治体合併と併せた努力規定でございますけれども、本件につきましては、9月 25 日の川薩法定協におきまして、公共的団体の調整方針は承認されておりますので、今後、ご意見がございましたように、女性団体を含む関係団体、それから 9 市町村の合併担当課、女性施策担当課と協議しながら、できるだけ合併時に女性団体の合併・統合も話し合いが進むようにタイアップしていきたいと考えております。以上でございます。

森卓朗会長

塩釜委員、よろしゅうございますか。

塩釜悦子委員

ありがとうございます。

森卓朗会長

私のところの川内市も、もう婦人会組織というのはもう 10 年ぐらい前にもうなくなりまして、その代わりそれぞれ栄養改善とか、厚生保護婦人会とか、15、6 のグループがまた一緒になって女性団体連絡協議会というのを組織しておられます。それが非常に活発でございまして、男女共同参画の基本条例を早く作れとか、いろいろ過去においてもいろいろ取り組んでいただきました。

各地域にもそういう女性団体の組織があると思いますので、今、田中事務局長のほうから申しあげましたとおり、これまでの会議の中でもいろいろと公共的団体の統合については、義務規定ではないけれども、できるだけ促進して、統合を図るようということでございますので、積極的にこの問題についても取り組んでいかなければいけないと思っておりますので、ご意見として今日はいただきましたので、また、各委員におかれまして、今日の提案でございますコミュニティ施策についてのご検討いただきまして、また、幹事会等を通じてご意見をまとめていただきたいと存じます。

中島委員、どうぞ。

中島増夫委員

樋脇の中島でございますが、このコミュニティ協議会、コミュニティの構想というのは、地域住民が自発的に自分達の力で、自分達の地域のまちづくりと言いますか、そういうものを行うということ、それを新市の行政も強力にバックアップをされるということであろうと思ひまして、非常に賛成であるわけでございますが、この調整項目の第4項目目の地区・校区の公民館や集会所等の施設の関係等につきましては現行のままとするということだと思いますが、これを随時、今後、調整をしていくということは、これはどのような観点で、どのような方法で調整を行われていくのか、それが見通しがついておりましたら、教えていただきたいと思ひます。

森卓朗会長

187 ページの4番目、特に地区公民館及び集会所の維持管理については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。この随時調整するについて、ご質問であります。

平敏孝企画財政部会長

現在、この件につきましては、調整会議のほうで検討を続けておりますので、調整会議の班長のほうに答弁いたさせます。

古川英利計画班長

計画班でございます。

地区コミュニティの調整会議を別途に設けまして、今、プロジェクト的に協議させていただく中で、協議会のこの制度のあり方、あるいはこの活動拠点となりますコミュニティセンターの取扱いについて、どういう形が望ましいかというのを、今、議論させていただいております。

先ほどから地区コミュニティの制度自体についても早く明確にしたらどうかというようなご意見もございまして、実は昨日、その調整会議を、第2回目をやったところでございます。

私どもといたしましては、11月ぐらいにはこれをできるだけ具体的な形にして、できましたら関係の公民館長さん、今の地元の役員の方々の意見を聞きながら、どういう形がいいかというのを検討を続けて、1月までにははっきりさせていきたいというふうに考えております。

ここでの随時というのは、合併後どういう方針になるかという調整の仕方という表現でございますが、先ほどからございますように、早く示すべきだという部分につきましては、

そういう形で、今、協議・検討させていただいているところでございます。以上です。

中島増夫委員

ただいまのあれでよく分かりましたが、今、ありましたように、地域の住民の意向といったようなもの等も十分お聞きいただきますと共に、もう1つの観点は、地区公民館の運営につきましても、教育委員会も大きな関与を示していると、そういうふうな考えますので、教育委員会等との協議といったようなもの等も十分に行って、このコミュニティの構想が従前に十全に機能するようにしていただきたいと、これは要望でございます。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

要望でございますので、そのとおり、また、趣旨に沿って検討をしてみたいと存じます。

他にございませんか。

たくさんのご意見をいただきました。また、お持ち帰りいただきまして、さらにいろいろと疑問点、あるいはまた、こうして欲しいということ等がたくさん出てくるだろうと思えますが、各市、町を通じまして、意見を調整して出していきたいと思えます。

では続きまして提案第37号、社会教育事業についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

本田憲證教育部会長

教育部会です。194ページをお開き下さい。

合併協定項目23-21号「社会教育事業」について、次のとおり提案するものです。

調整方針案としまして、1番目に社会教育ですが、1点目、生涯学習推進体制については、合併時に川内市の例により調整する。

2点目に、図書館・図書室については、現在の川内市立図書館を中央図書館とし、旧町村ごとに分館を設置する。その運営については、新市に移行後、随時調整する。

3点目に、成人式については、新市主催の成人式を川内市の例により実施する。また、旧町村の成人式についても、実施主体等を調整の上、地域の実情により実施する。

2番目に文化振興ですが、1点目に、文化財の保護・活用・伝承については、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

2点目に、史跡等整備・保護業務については、現行のまま新市に引き継ぐ。

3点目に、文化活動等については、新市に移行後、速やかに調整する。

4点目に、入来町伝統的建造物群保存地区保存審議会及び保護業務については、現行の

まま新市に引き継ぐ。

3番目にスポーツ振興です。

1点目に、市町村民運動会については、合併後の実施の意向を調査の上、旧市町村単位で調整する。

2点目に、総合型地域スポーツクラブについては、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

3点目に、各種スポーツ大会等については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、実施主体については見直し、新市に移行後速やかに調整する。

4番目に教育振興施設です。この維持運営管理業務については、許可申請手続や、減免基準の統一等、合併時に新たに制度等を制定するとしております。

195ページですが、資料のほうです。

1番目に協定項目の要旨・留意点については記載のとおりです。お目通しをお願いします。

2番目に提案の理由ですが、社会教育事業においては、住民の生活文化の振興のため充実した環境整備し、そのための学習機会、情報提供等に努め、住民サービスの低下を生じないよう再編する観点から、事務事業一元化調整方針の協議の原則に沿った内容で提案をしております。

3番目に先進事例を4例ほどお示しをしております。

196ページです。4番目に参考法令として、社会教育法を掲載しておりますので、お目通しをお願いします。

197ページですが、5番目に今後の協議スケジュールにつきましては、先ほどの提案と同一でございますので、省略をさせていただきます。

198ページから252ページまで、総括表でございますが、各市町村の状況をお示しをしております。

以上で提案の説明を終わらせていただきます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

社会教育事業について、ただいま提案説明をいたしました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

中島増夫委員

樋脇町、中島です。

1つ2つ質問をさせていただきます。

調整項目の1番目の生涯学習推進体制については、川内市の例によるという、この生涯

学習推進体制というのは、先ほど質疑も出ておりましたが、現在行われている社会教育活動も含むものか、それともいわゆる生涯学習推進会議というような、そういう1つの市町村を単位とする体制ということなのかというのが第1点。

それから第2点目は、この成人式につきまして、現行行っているいろいろな活動が、今後、新市で行われる1つのモデルにもなるのではないかといったような気もするわけですが、川内市の例によって全市的な成人式が行われるということと、それから旧市町村でも成人式をしていいですよと、そっちのほうも行われますよという二重構造になるのか、そのへんのところ、具体的なものがもう出されて、話し合われておりましたら、ご説明をいただきたいと思います。以上です。

森卓朗会長

2点に質問がありました。事務局。

本田憲證教育部会長

1点目の生涯学習推進体制についてでございますが、合併時に川内市の例により調整するとしていただいておりますが、川内市さんの例を見てみますと、中央公民館の下に校区公民館があるわけですが、その活動の内容と言いますのが、社会教育、あるいは生涯学習、あるいはコミュニティづくり、こういった新市で目標にしておりますコミュニティ協議会、そういったものに非常に似通った形を取っておられるわけですが、校区公民館の中に、校区の生涯学習振興会という事業の推進母体を作っておられるわけですが、そういう点から、この推進体制については川内市の例により調整するとしております。

また、2点目の成人式についてでございますが、新市主催の成人式というのは、新市にとりましては非常に象徴的な行事でございますが、これは市長がお祝いを申し上げるべき性質のものではないかといったことで、川内市の例により実施するとしていただいておりますけれども、ご案内のとおり、本圏域につきましては島嶼部も抱えているところでございまして、新市で一括主催というのには無理もあるのではなかろうかということから、それぞれの地域での成人式というの、地域の実情によっては開催していくべきではないかといったことで、このような調整方針にしているところでございます。

森卓朗会長

中島委員、よろしゅうございますか。

中島増夫委員

この生涯学習体制については、現行、教育委員会が行っている学習の仕組みということ

であることが分かったわけですが、現在の旧町村で行われている中央公民館等を主体にした、いわゆる学級講座等の学習というのは、川内市の例によるならば、もう校区のほうに返されて、これはなくなるというような考え方でございますか。

本田憲證教育部会長

ただいまの件につきましては、中央公民館の講座等につきましては、Bランク、本日はAランク事業を掲載してございますけれども、ただいまご質問の事業につきましては、Bランクのほうで調整方針を掲げているところでございます。

森卓朗会長

Bランクは何だということを言わないと。

本田憲證教育部会長

ただいまの件につきましては、詳細を事務局のほうから説明をしていただきます。

田代健一事務局調整班員

協議会事務局でございます。

ただいまご質問のございました、各公民館単位での自主学級等につきましては、専門部会協議をいたしておりまして、当分の間現行のとおりとし、随時調整するという方針になっております。

中島増夫委員

今、ちょっと自主学級と言われましたが、これは自主学級ではなくて、行政が行う学級講座のことでしょう。中央公民館で行っているのは自主学級ではないです。

田代健一事務局調整班員

失礼いたしました。

各地区におきまして、自主学級で行っていらっしゃる所、それから行政が主体となって講座等を行っているもの等がございますが、それぞれ含めまして、当分の間現行のとおり随時調整という方針になっております。

中島増夫委員

そうしたらこの調整方針はこのとおりではないということでもいいわけですか。

田代健一事務局調整班員

説明が足りませんでした。ここで挙げてございますのは、生涯学習の根幹的な部分でございませ体制について提案をさせていただきます。

したがって、自主学級、それから各市町村の社会教育課等で実施主体となっていてあります事業については、別途、専門部会での協議項目として協議しております。

森卓朗会長

理解できますか。

もうちょっと、次の機会にでもいいから、いわゆる川内市がやっている中央公民館を主体とする、あるいはその中央公民館の下にある分館活動、それをやるいわゆるいろんな学級講座と、それから各地域にある、いわゆるコミュニティセンター的な公民館が自主的にやる、いわゆる生涯学習の一環として自主的にやっているいろんなまた講座、あるいは研修、そういうものがあるわけね。そこあたりを区分けして、ちょっと表にしたほうが分かりやすいかも知れない。

最後のほうになると、もう中島委員も何かごっちゃになってやっているのではないかと、というような感じを持っておられて、よく分からないのではないかと思いますので、ちょっとそこらあたりもまた、幹事会等でも資料を配って、調整をしていただきたいと思います。

中島増夫委員

現在の各市町村の公民館講座というのは、中央公民館または校区公民館で、教育委員会が企画して、学級生を募集をして、そして講師を選定をして、講座生に定期的に学習を行うと、生涯学習の一環としてですね。そういうことが、現在の各市町村で行われているわけございまして、それが校区公民館だけになっていきますと、ちょっと私達が今までやってきたことと相当隔たりがございます。

そのへんのところを、やはり教育部会等でも、今後、各市町村の社会教育担当者その他とも十分ご審議をいただきまして、特に私は高齢者等の学習において、中央公民館またはその他の所で高齢者の学習が行われているわけですが、それをやはり現在行われている程度のことは、新市になっても現在の施設があるわけございまして、それを利用して、やはり行政のほうで企画して行っていただくということのほうが、住民が本当に自分で、安定したと言いますか、豊かな生活が遅れると、そういうふうにも考えますので、特に教育委員会、社会教育課間でも、十分話し合い、協議をいただきまして、住民が喜ぶような方向で調整をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

森卓朗会長

よく趣旨は分かりました。川内市がやっておりますのは、行政がいわゆる官で組み立てやる学級講座もありますし、今度は各校区の公民会に、あなた達、知恵を出して、自分達で生涯学習活動をしなさいと、校区きらめき事業とか、いろんなことをテーマを掲げて、そこで七宝焼の研究をすとか、ダンスグループができてやるとか、囲碁のクラブをやるとか、それは全く官が作って、公民館でこういう事業をやりなさい、料理教室をやりなさいという、それも公民館の中での活動もありますけれども、自主的に地域地域で取り組んでやっている、いわゆる生涯学習活動もあると。それも市は助成をしながら、育てながらやっている。こういうことでございます。

したがって、2本で走っているような感じがしますが、中島委員がおっしゃる、行政を中心とした、そういう講座というのは、当然またこれからも社会教育の一環として、行事として進めていかなければならないことだということで、十分理解を事務局もしておりますので、今のご意見等も十分汲みながら、また、地域では自分達で考えて、独自で町内の中で、いわゆる生涯学習活動もやっていただきたいと。そういうこともあるということをご理解をしておいていただきたいと存じます。

今後、おいおい勉強しながら、皆さん調整をしていただくようにと考えているところであります。

他にございませんか。

平林徳子委員

祁答院の平林です。

196 ページの社会教育法の第3条の2項ですけれども、「社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努めるとともに、家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする。」とあるんですが、今、社会情勢で、青少年の非行が低年齢化しているというのは、皆さんもご存知だと思っておりますけれども、この家庭教育が最も大事なことではないのかなと、私、いつも思っているんですが、この社会教育の中で、この調整方針案に、私、要望ですけれども、家庭教育の充実をもっと何とか具体的に、細かく入れていただくことはできないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

森卓朗会長

家庭教育について、もっとこの調整方針案の中に、緻密に盛り込んで欲しいという要望がありますが、何かコメントありますか。

本田憲證教育部会長

ただいまのご質問の家庭教育、あるいは青少年教育等の関係でございますが、これにつきましては、現在、教育部会としましては、Cランクのほうで、家庭教育につきましては、新市に移行後、新たに制度等を制定する。また、青少年教育につきましては、青少年の市民会議、あるいは青少年問題協議会等の改変に伴う調整が必要ということで、新市に移行後、速やかに調整していくという方針を出しているところでございます。

ただいまご指摘の点につきましては、今後また専門部会の中でも議論をさせていただきたいと思っております。

森卓朗会長

今日、結論を出すのではなくて、今日、こういうご意見が平林委員からもありましたということで、ひとつ事務局のほうでも受けとめて、調整をしていただきたいと思います。

そのAランク、Bランク、Cランクというので、もう前にも説明してあるんだけど、もうちょっとそのAランク、Bランク、Cランクをちょっと委員の皆さん方にも簡単に説明して下さい。

奥平幸己調整班長

調整班でございます。

今日の説明の中で、Bランク、Cランクというのが出てまいっておりますが、全ての事務事業を今のこの3段階に、最初、仕分けをしまして、協議に入っております。

Aランクと言いますが、協議会に提案をすべき項目ということで判断をしたものでございまして、広く住民の方々に影響を与えるようなもの等につきまして、Aランクということでつけてございまして、現在、各協定項目の中に上がってきているような内容でございます。

また、Bランクと申しますのは、それぞれ専門部会までの協議は行うわけで、それを行ったあとに幹事会の協議をして、協議会まで出してくる。それとBランクは、それが幹事会の協議までで止まるものでございます。内容的には行政の内部事務とか、そういうものをBランクで止めております。

また、Cランクと申しますのは、専門部会の協議を行い、幹事会に報告を行うランクのものという、そのレベルのものということで、また、非常に内部事務的な、まだより実務的な部分であるという判断をされて、そのランクがつけられております。

一応、全体的なそのランクづけと言いますが、協定項目の議案を調整する中で、再度検討をされて上がってきているんですけども、今日、ご意見のありましたように、BランクとかCランクとかで上がってきてないものにつきましては、再度また検討のほうをさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

森卓朗会長

平林委員、よろしゅうございますか。

今日は持ち帰りでございますので、また、いろいろとご意見を出していただきまして、そして各市町村ごとに意見をまとめて、また、会に出していただきたいと存じます。

ここで提案事項が6件終わりました。あとまだこれから報告事項等もございます。ここで10分間休憩したいと思いますのですが、よろしゅうございますか。では、4時10分まで休憩いたします。もうしばらく時間がかかりますので、ご辛抱、ご協力方をお願いします。休憩します。

(休憩：午後3時59分～午後4時10分)

司会者(川野眞司事務局次長)

会議を再開したいと思いますので、着席方をよろしくお願いします。

森卓朗会長

では会議を再開いたします。あとしばらく議題等がございますので、ご辛抱いただきたいと存じます。

報告事項に入ります。

まず報告事項の1番目、新市名称等検討小委員会の中間報告についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中憲夫新市名称等検討小委員会委員長

新市名称等検討小委員会の委員長を務めております、川内市の田中でございます。

去る10月14日火曜日午前10時30分より、第5回新市名称等検討小委員会の会議を行いましたので、その報告をいたします。

会議は小委員会委員18名のうち16名が参加し、協議が行われました。

協議事項は、協議第8号、新市名称20点程度の絞り込みについて、協議第9号、応募結果、選定経過の公表についての2件でございました。

新市名称20点程度の絞り込みにつきましては、まず各委員が全応募数の中から20点程度を選定し、事務局に報告、提出のあと、事務局で上位30点程度の集計を行いました。上位30点程度につきましては、順位の中に同じ票数の名称もあり、結果的には34点の集計結果となりました。

この34点につきましては、小委員会では、各委員が候補と考える20点程度に をつけ、それ以外は×をつけて選定を行いました。20点程度の選定結果は、同じ票数の名称もあり、最終的に21点を選定し、協議会に報告するものでございます。

応募結果、選定経過の公表につきましては、全応募数の結果として、応募数上位 30 点や、委員が選定した全種類の一覧表、委員選定の上位 34 点一覧表、34 点から絞り込んだ 21 点の作品につきまして、各市名の応募総数、選定基準番号等につきまして、協議会に報告するという事で協議を行いました。

なお、本日の報告事項、新市名称 20 点程度の絞り込みについてと、応募結果選定経過の公表につきましての詳細につきましては、事務局長にお願いするという事で、第 5 回新市名称等検討小委員会の報告とさせていただきます。以上であります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま新市名称の検討小委員会の中間報告をいただきました。事務局長、補足説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは資料の 253 ページにつきまして、以下のページについて、ご説明いたします。

ここであらためて全国から寄せられました応募総数を口頭報告、確認いたしますと、9,490 件でございまして、そのうち有効が 8,362 件、2,553 種類でございました。

ただいま田中委員長からご報告がございましたように、10 月 14 日の小委員会で選定されましたのは、253 ページ上段にございます次の 21 点でございます。

表の見方といたしましては、五十音順でございまして、(1)にございますように、整理番号を 1 から 21 番まで、名称、よみがな、選定基準番号、応募総数を記載してございます。選定基準番号は 1 から 7 ございますが、この区分につきましては、9 月 11 日の小委員会と 9 月 25 日の法定協で承認された区分によるものでございまして、委員の方が記入された番号をそのまま記載してございます。なお、1 つの名称に複数の選定基準番号を記入された委員の方もございました。

この 7 つの区分につきましては、253 ページの下のほう、(2)選定基準がございまして、皆様から承認いただきました 1 番から 7 番までの基準番号を、委員の皆様の判断で、箱の中のように、各々の選定したものに記載されたものでございます。

それから表の右端は応募総数でございまして、全国から寄せられました集計結果でございまして。

今後の予定になりますが、この 21 点につきまして、11 月中に小委員会を 2 回開催し、5 点程度に絞り込みます。この 5 点程度につきまして、11 月 26 日の第 10 回法定協に議案として提案予定でございまして、そして 12 月 24 日の第 11 回法定協で、新市名称候補 1 点を決定する予定でございまして。

254 ページをお願いいたします。

254 ページにつきましては、21 点を選定する前段の小委員会の作業といたしまして、18 名の委員の方が全ての応募の中から各々20 点程度された結果の上位 30 点程度、同数がございますので、254 ページの最下段でございますように、34 点が途中経過として選定されております。

なお、委員の皆様が選定されました名称の全種類は、255 ページの上段でございますが、委員が選定されました全種類は 121 種類でございます。255 ページから次の 256 ページの 121 番、若鮎市まで、この 121 種類を最初の段階で選定されております。

繰り返しになりますけど、この 256 ページまでの 121 種類の中から 254 ページの 34 種類となりまして、そして 253 ページ、本日ご報告いたしました 21 種類まで絞り込まれているものでございます。

それから 257 ページから 258 ページにかけて、(6) から (10) のそれぞれの区分によりまして、応募数の上位 30 点を列記しておりますけれども、これらの集計結果分と公表のあり方につきましては、小委員会で各々承認された結果、このような形で公表、報告するものでございます。

以上で新市名称候補に関わりませぬ報告といたします。

森卓朗会長

ただいま新市名称等検討小委員会の中間報告につきまして、委員長並びに事務局長から説明をいたしました。何かこの件でご意見等ございませぬか。

報告事項でございますので、まだこれから 5 項目ぐらいに絞って、最終的に 12 月 24 日に 1 点に絞って決定をしたいと、こういう段取りであるようであります。

特別にご質問、ご意見もないようでございますので、次の事項に入りたいと存じます。

2 番目と 3 番目は関連がございますので、一括して事務局の説明をお願いします。事務の進捗状況について、9 専門部会の進捗状況についてを議題といたします。説明を各班長をお願いします。

森園一春総務広報班長

259 ページをお開き下さい。事務の進捗状況についてでございます。

ここから各班のほうで説明をさせていただきます。まず総務広報班でございます。

協議会だよりでございますけれども、10 月 29 日に第 4 号を発送予定でございます。第 6 回、第 7 回の協議会の分でございます。第 5 号は 11 月末発送予定で、本日の第 8 回協議会と第 9 回協議会分を掲載予定でございます。

ホームページでございますけれども、10 月 14 日現在、8,406 件のアクセスがございました。

議事録作成につきましては、第 6 回議事録を 10 月 23 日発送しております。第 7 回議事

録は 11 月上旬発送予定でございます。

新市名称募集についてでございますけれども、お目通しを願いたいと思います。

古川英利計画班長

計画班、古川でございます。

新市まちづくり計画につきましては、前回の協議会の翌日から、広聴会の結果を参考に各専門部会の意見を聞きながら、現在、その見直し作業を行っております。次回、第 9 回協議会には修正したものを提案する予定でございます。

奥平幸己調整班長

つづきまして調整班でございます。

10 月 1 日から 10 月 10 日までの専門部会につきましては延べ 4 回開催、分科会につきましては延べ 15 回の開催となっております。

また、この間、調整会議等につきましては、記載してございますとおり、作業部会も含め開催をしております。

また、次回提案項目ということで、11 月 13 日が提案の H 群提案ということで、合併協定項目ほとんどの分の最後の提案になりますが、その他事業のところまで含め、13 項目提案という予定になっております。

次に 260 ページをお開き下さい。9 専門部会の進捗状況についてでございます。

こちらにつきましては、7 月 10 日から 10 月 10 日までということで整理をさせていただいております。

全部会共通の作業としまして、事務事業一元化の詳細協議、それから例規一元化作業の協議等を続けております。主なものにつきまして、説明いたします。

総務部会におきましては、新市の組織機構に絡みます職員の定数等についての協議を続けております。

また、企画財政部会につきましては、本日も出ておりますとおり、地区コミュニティ協議会の制度の内容等についての協議を続けてきております。

また、産業経済部会におきましては、農業委員会委員の定数等についての協議を続け、住民健康福祉部会におきましては、社会福祉協議会を含めた専門部会の協議も行われております。また、中段ほどですが、社会福祉協議会につきましては、10 月 21 日、第 2 回社協合併協議会が開催されておまして、新市の社協の事務所の位置など、事務事業の一元化調整等について協議がされております。

また、下から 2 段目です。電算情報部会におきましては、地域情報化計画の案を提案するために、最後の追い込みに入っているところでございます。

また、議会・監査部会におきましては、議会議員の定数及び任期につきまして、議長会

を開催し、協議を進めております。

現在、7月10日から10月10日までの専門部会、分科会のトータルの開催状況を見ますと、専門部会におきましては30回程度開催され、また、分科会におきましては220回程度の延べ回数となっております。今後も12月末を目途に、できる限りの細部調整をしていきたいということで、積極的に開催をし、調整をしていきたいというふうに考えております。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

説明が終わりました。何か事務の進捗状況、9専門部会の報告等につきまして、ご質問ございませんか。

特別にないようでございますので、この項目については終わりとさせていただきます。

4番目、一部事務組合についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。

報告の最後につきましては、資料の261ページでございます。一部事務組合についての報告を申し上げます。

資料的に説明いたします説明の箇所につきましては、開けていただきまして、263ページの欄の一番最下段でございます。

前回、第7回法定協、10月7日以降の動きについて、ご報告いたします。

記載してございませんけれども、10月7日以降、関係する首長さんと精力的に協議を行っております。

それから10月20日の欄がございますが、10月20日に薩摩東部地区法定協議会の幹事長、事務局長と、薩摩郡東部衛生処理組合と川薩地区介護保険組合について協議を行いました。東部地区の法定協といたしましては、11月に住民説明会を実施する予定であり、11月末までには方針を協議したいとの発言がございました。

なお、川薩地区の法定協といたしましては、11月の東部地区の法定協議会の会議や、薩摩郡東部衛生処理組合の5町組合議会でも、一部事務組合の取扱いについて協議されるよう要請したところでございます。以上で報告といたします。

森卓朗会長

一部事務組合について報告が終わりました。何かこの項でご意見、ご質問はございませんか。

上野一誠委員

一部組合につきましては、これまでも祁答院の町長のほうや議会のほうからも、いろいろご意見もありました。

それで、5ヶ町東部との今のご説明をいただいたんですが、今、いろいろと管理者のほうからのご提案や、いろいろ我々も今度の議会で町長のほうから確認をするところであったんですが、この取扱いでありますけれども、基本的には構成5町ですけれども、5町の議会の協議会あるいは議会の議決を経て、一応、県のほうがそういう許可するというのが基本だと思うんですね。

そうしますと、脱会するにしても、解散をするにしても、そういう1つの議決の問題が関わってくるのではないのかなというふうに思うことです。そうしますと、今のこの話し合いが具体的に、いろいろ会長、幹事長、あるいは幹事会、事務局、いろいろ交渉の中でご尽力いただいていることは、縷々承知しているわけですが、基本的には法定協のこの中で具体的な協議を進めていかれる。

今、事務局のあったように、まずはこの5町の協議会の中で十分結論を出して欲しいというような、また、いろんなそういう解釈、いろいろあろうと思うんですが、その中で、いろいろ管理者となかなか意見が合わないんだという、いろいろ報告も聞いているわけがあります。

したがって、そういういろんな協議を、今、ひとつ打診をしてあって、そういういろんな話し合いがされているという中で、では大事なこの一部事務組合の状況によっては、大きく住民生活もかかってくるんですけれども、どの段階までに、11月という東部の、一応、3町の話でありますけれども、もしこれを脱退するとすれば、新市のまちづくりの中でやっぱり対応しなければならないことも、いっぱい出てくるというふうに思うんです。

施設をするにしても、いろんな住民生活に、そういう粗大ごみの問題も含めて、いろいろ対応しなければならないことが、たくさん具体的に出てくるのではないのかなというふうに思うんですが、消防については、祁答院町は、一応、分駐隊を作りますということで、一応の方向性がでました。

ですからそういう中身を、どの段階で出していられるのかということも、一方ではあるのではないのかなというふうに思うことです。

ですから要望としては、法定協の事務レベルの中で一生懸命検討がされる、あるいは5町のそういう協議会の中でどう解決がしていくのかと、あるいはそれについて構成のそういう5町の対応をどうすればいいのかと、いろいろ課題も残っていると思うんですけれども、法定協として、今後、今の新たな、新市でやっていこうというふうになった場合に、そこらあたりのお考えが、話せる状況まででいいですから、ちょっと教えてもらいたいというふうに思います。

岩切秀雄委員

川内市の岩切です。幹事長として経過を説明させていただきます。

まず一部事務組合については、先ほど事務局長が説明いたしましたが、東部衛生処理組合並びに祁答院地区消防組合、宮之城町が絡むこの一部事務組合について、幹事長クラスで協議をいたしております。

先ほど質問がございましたとおり、手続き上はそれぞれの組合の議会の議決が必要ですので、その前段階としての調整を、今、協議中でございます。向こう側の考えとしましては、11月中にそれぞれの住民説明会をするので、それまで待つて欲しいという見解でございましたので、私どもとしても、その結果を待つて判断をしたいと思っております。

基本的には、仮に祁答院地区消防組合みたいに、新市、新まちの直轄でということになりますと、従来の住民サービスよりも低下しない方法でこれを解決しなければ、合併の効果は出ないというふうに判断しておりますので、そういうことを前提に協議を進めていきたいというふうに考えておりますから、ご理解をいただきたいと思っております。

少なくとも11月中には何とか東部衛生処理組合との協議を整えたいというふうに思っております。以上です。

上野一誠委員

鋭意努力をいただいているということは、本当、感謝を申し上げます。

問題は、我々がどちらにしても議会議決が基本であるということであれば、やはりまた連携を、ここで言えば祁答院町、入来町になろうかと思うんですけども、一応、そういうこともまた一方では十分取っていただいて、町長のほうからもそういう報告は聞いているんですが、いろいろ状況をおうかがいするにあたっては、早い機会にそうしたものが方向性を我々も判断しなければいけないという時期に至っているというふうに思いますし、また、それであれば、新たな新市の中で、その対応も必要であろうと思っておりますので、できるだけご尽力をお願いしたいというふうに思います。

森卓朗会長

おっしゃるとおり、大変、この問題について、私も心配をいたしているわけでありまして。おっしゃるとおり、まずはこの薩摩東部衛生処理組合、この組合の管理者と、それを構成する町村の議会の議員の皆さん方と、まずはここでまずは整理をしていただければ、大変ありがたいわけですが、議会の中でいろいろご答弁なさっておられる管理者の議事録等を見せていただきましたけれども、一方的に財産は全部無償譲渡せよ、あるいは建設にあたっての地方債の借金分は一括、一気に償還せよ、職員については協議しようと、こういうご意見であるというふうに承っております。

そういうことでしたので、10月1日に島嶼部の村長さんを除く関係の構成市町

長さん方と向こうの管理者及び構成する鶴田町長さん、そして薩摩町長さんとお会いをして、話し合いをしたわけです。

その中では、できるだけ早く、10月中には何とか私どもとしてもいろいろ、今、意見の調整をしかたですから、できるだけお互いに和やかに、この問題については話し合いをしながら、十分協議していきましょうというお話をいただいたわけでありまして、そのことについて、その後どうなっているかということで、先般、うちの幹事長と事務局長に宮之城のほうにお尋ねに行かせたんですけど、なかなか町長さんとお会いできないと。

だいたい事務局同士では、非常に話の内容というのも、お互いそうだそうだということですけども、向こうのほうの管理者のほうのお考えが、やはりちょっとずれがありまして、今までいろいろと心配をしてきているわけですが、おっしゃるとおり、まず第一義にはその議会の中でどうするんだと、こうしなければいけないと、そういう意見を開陳していただいて、結論を出していただければ、大変、私どもも処理がしやすいんだというふうには考えております。

ずっと待っていても、なかなか一部事務組合の問題について、解決ができませんので、できるだけ構成される議員の皆様方、特に一部事務組合の議会の中でも、早く一応意見の調整が出来上がっていただければ大変ありがたいと思っていますところであります。

いずれにしても12月中には、これはもう全部、一応の協議は終わらなければいけないというふうに思っておりますので、いろんな案を、今、事務局でも、一括償還せよとした場合には、どの程度の償還額になるのか、財源対応はできるのか、もしもごみの問題、し尿の問題等について、どうしても新しいまちでやりなさい、新市でやりなさいと言われたら、建設計画がどうなるかというようなことや、今、内部のほうでのたたき台の研究はさせております。

まずはおっしゃるとおり、いずれにいたしましても一部事務組合の議会の議決、そしてまた構成する市町村の議会の議決が最終的な財産の処分1つにとっても、議決が必要であるわけでありまして、そこあたりは十分また私どもも皆さん方と連携を取りながらやってまいりたいと、このように思っております。

非常に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

山本佐敏委員

介護保険との絡みもありまして、介護保険は3町も一緒にやっているわけですね。そこあたりはどういうふうに進めていらっしゃるのでしょうか。

森卓朗会長

これも10月1日の時に、介護保険についてもどうしますかということで、介護保険と薩摩東部衛生処理組合との業務関係も、一括して協議をしていきましょうということで、

お話しを申しております。

したがって、もし一緒に、衛生関係もよく話し合いができて、一緒にやっていくということであれば、介護保険のほうも私ども一緒にやっていきたいと思います、こういうふうにお話をしているわけでありませう。

介護保険組合の事務の処理についても、いわゆる審査会というのを一部事務組合でやっているわけですが、東部衛生処理組合が、別に私どもは行動するということがおっしゃれば、介護保険組合も別に分かれなければいけないと、このようにお話を申しているわけですね。

ところが、まだ正式にはございませんが、関係の審査会の委員をしておられる先生方等もご意見を聞くということ、3町単独での介護保険組合の審査会の維持というのは、これは非常に難しいというご意見を述べておられる方もおられますので、そこらあたりも調整しながら、よく話し合って、うまくいくように最終的には持っていきたいと、このように考えております。

他にございませんか。

では一部事務組合につきましては、まだ大きな課題はございますけれども、経過報告とさせていただきます。

次に4番目、その他でございますが、委員の皆さん方から何かございませんか。

上野一誠委員

これはご要望ということでしておきたいということが1点ございます。

またお考えがあったら事務局のほうでも答えてもらいたいんですが、今、この合併協議ももう大方46項目のうちに、だいたい40ぐらいまでに提案がされてきております。いろいろと協議も進む中で、一応、広聴会もされてきたんですが、今、縷々出ているように、新市に描く、どういうまちになっていくのかということ、あるいは合併後にどんなふうになるのかということ、住民の皆さん方が心配をしているということは、どこでも一緒だというふうに思うんですが、住民説明会を来年1月、2月やるという計画でありますけれども、広聴会みたいな説明会では、全く理解ができないというふうに思うんです。

したがって、その住民説明会の資料の問題をちょっとご相談、お願いしておきたいということなんですけれども、と言うのは、総体的にこの9自治体が一緒になった時の総合的な新市の1つのシミュレーションなり、いろんなそういうものも必要でしょうし、一方では各自治体別に、言わば市町村別の比較表というものを、その中で一応作ってほしいというふうに思っているんです。

ですから、そうしないとなかなか町村別には具体的な分野別が見えにくいというのもあるのではないかなというふうに思っているんですが、そのへんのお考えを、早い機会にご要望しておいたほうが、資料づくり的にはいいのかなという思いもあって、一応、そのへ

んのお考えを聞いておきたいというふうに思います。

田中良二事務局長

事務局の田中でございます。

まず8月から9月に実施しました広聴会の意味づけなんですけれども、大きなタイトルといたしましては、新市まちづくり計画に関わるということで、広くどのような住民の皆様が新市の将来像を描いているかということを知ることと、その前提といたしましては、その時点で取りまとめました原案を提示して、ご意見をうかがったところでございます。

ご案内のとおり、その時点ではまだ一元化項目の協議も道半ばで、細かいところまでお示しできない状況はありました。しかしながら、広聴会の結果の前提といたしまして、自治会のあり方、あるいは身近な料金のあり方、一部事務組合を含みます環境のあり方について、重大な関心があるということが分かった次第でございます。

それから1月の住民説明会の性格でございますけれども、会長からございましたように、新市まちづくり計画を含む合併協定項目46項目全てについて説明を行うわけでございます。ですので、その中で掘り下げた質問があった場合は、各部会、分科会で協議しました協議方針を細かく説明できるように、今、体制を図っているところでございます。

それから資料のことでございますが、この分担につきましては、これまでの協議の広報・広聴のあり方でも申し上げましたけれども、合併協定項目46項目全体に関わるものにつきましては、法定合併協議会事務局、私のところで全体的に調整いたします。それから個別の各市町村と法定協議会の取扱い指針の比較表につきましては、各市町村の合併担当課のほうで厳密な比較をして作ってほしいというのがございます。

それからこれは全体的なことになりますけれども、合併しない単独の場合での各市町村のあり方と新市の将来像的なものと数字的なものの比較につきましても、各市町村の合併担当課のほうで調整し、住民説明会に臨まれるよう、幹事会等でもお願いしているところでございます。以上でございます。

上野一誠委員

総体的に新市については合併事務局でというご意見、考え方です。自分達のまちの問題の協議を直接関係がある分野別については、自分達の自治体で担当課が作れという一応お考えであります。その意思疎通がしっかりできていればいいんですけども、できたら事務局どうなんですか、お忙しい中でこういう考え方になっているか、ちょっと分からないのですが、そのへんのところはやっぱり無理がありますか、しっかりと内容を作るということは、私は法定協のほうより懸命だというふうに思っているんですけど。

田中良二事務局長

多少、冷たく区切ったふうに聞こえたかも知れませんが、8月の広聴会におきましても、法定協議会の主催でございましたけれども、各市町村の合併担当課の方に、細かな準備作業から資料の準備までご協力いただきましたので、私が申し上げましたのは、決裁的に、事務的な責任の所在としては、主催は来年1月の準備説明会につきましては各市町村対応ということをお願いしているわけで、我々18名の職員が全く無関係、ノータッチということではございませんので、そこのところは広くご理解いただくようお願いいたします。

森卓朗会長

ちょっと補足説明いたしますが、おっしゃるとおり、これまで46項目中37項目、今日までで全部提案をいたしたわけですが、これらの資料をもとにして、財政はこういうふうに10年間の計画はこうなります、個々の市町村ごとに数値はあるわけでしょう。合併した時の支所の組織はこうなりますと、今、ずっと説明申し上げ、資料をそれぞれ各委員にその都度お配りをしているわけです。そういうのをまとめて、各市町村でここに何か説明会なり、広聴会なりされるのであれば、そういう資料の変哲というのは可能ではないかと思っているんですね。

だから今までお配りしたやつの中で、進んでいる状況等についてこうこうだということであれば、できると思います。また、将来に向かって、まちづくりがどうなるかということにつきましては、今、新市まちづくり計画の原案が、いわゆる素案が、意見を聞いて出来上がって、原案になってきているわけでありますので、それについての説明会は1月から始めるということですが、もっと早くせよということであれば、個々に公開、今、皆様方のご了解をいただいて出来上がったものであれば、個々に説明会をするから早くやれということであれば、そこらあたりもまた検討させてみなければいけないと、このように思います。

具体的に、例えば上野委員が考えておられるのは、合併しない場合とする場合とで比較ということで、いろんな今まで出てきました40項目近い、そういうのを住民に早く知らせよということでしょうかね。

上野一誠委員

合併の是非を含めた法定協だというふうに思いますね。そうしますと、これまで時間をかけて、いろいろと協議をしてきたこと、それをやはりより住民の皆さんに理解をしてもらわなければいけないということだというふうに思うんです。

そうであれば、我々はこういう、あるいは議会の執行部はそういう形で具体的に協議をしてきておりますので、内容についてはより理解をしているというふうに思うんですが、基本的には住民の皆さん方というのは、なかなかそのへんは見えないというふうに思っ

いるんです。

ですから1月、2月に住民説明会をされる時に、そのへんがより分かりやすい、やはり資料を提供できるようにして欲しいということなんです。ですからそれを1つ全体的なものも当然必要でしょうし、その中で各自治体別に、言わば1つ言えば、水道代が今いくらだから、今度こうなりますよ、あるいは介護はこうだから、こういうふうになっていきますよというものも、総合的には出ておりますけど、やっぱりその町村別がやると、なかなか具体的に自分達のまち、あるいは自分達の生活のそういうものがどうなっていくのかということも、なかなか住民の皆さん方には見えづらいと思うんです。

ですからそのへんの資料提供をひとつ作ってもらいたいというのが、私の要望なんです。

ですからこれは、ではどういうのが一番いいのかということは、また今後、ひとつ事務局、あるいは幹事会あたりでも議論していただいて、より分かりやすい説明会にして欲しい。そういうまた資料を作って欲しいということの要望であります。

森卓朗会長

よく分かりました。分かりやすい資料を作成して、そしておらがまちはこうなるんだ、こういう方向性になるんだということが分かるような資料を作って、説明会にも臨んで欲しいという、上野委員のご要望でございます。ごもっともなことでございますので、できる限り事務局のほうでも努力をさせたいと存じます。

個々には、この会で開いて決定しましたことにつきましては、合併の広報誌でその都度全所帯に配布をしているわけですが、細かい、使用料がどこの村はこれだけになる、税金はこうなりますということの個々のあれはまだ今まで出しておりませんので、そういうものも今後この12月24日までの法定協の中で決まりましたこと、それらも全部網羅して説明をしていくことになろうと思っておりますので、ただいまのご意見、十分踏まえまして対応をしていけるように、努力をさせてまいりたいと存じます。ありがとうございました。

他に何かございませんか。

その他につきましても、一応、ご意見がございました。

では次に次回の協議会の開催等について、それから合併協定項目市町村協議スケジュールについて、合併協定項目の協議状況について、一括してこの3つの題につきまして説明を求めます。事務局の説明をお願いします。

川野眞司事務局次長

事務局でございます。資料が264ページからになります。

264ページでございますが、次回の第9回協議会が11月13日、樋脇町で開催を予定しております。合併協定項目のH群ということで、そこに掲げてございます項目について、ご審議をいただく予定でございます。

それから 265 ページでございますが、今後の協議スケジュールでございます、本日ご提案いたしました G 群、下から 2 段目になりますけれども、G 群につきましては 11 月 13 日までに各市町村のほうから回答をいただくという形になっております。よろしくお願ひします。

それから開けていただきまして、266 ページでございますが、合併協定項目の提案、それから確認、それから協議、それぞれの状況について記載がしてございます。後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

それから 267 ページ、268 ページは、今後の協議スケジュールでございます。これも後ほどお目通しをよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

森卓朗会長

説明が終わりました。何かこの 3 項目でご意見、ご質問ございませんか。

特別にないようでございますので、今日、この協議会におきます全ての議案等につきましては議了をいたしました。長時間に渡りまして、委員の皆様方には大変ご苦勞様でございました。今日はたくさん活発なご意見が出ましたので、また事務局とも十分調整をいたしまして、次回にまた、あるいは幹事に、それぞれの専門部会で検討をさせてまいりたいと存じます。これで座長の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは以上をもちまして、第 8 回川薩地区法定合併協議会を終了いたします。ありがとうございました。

会議録署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

川薩地区法定合併協議会会長